

第2次北海道男女平等参画基本計画平成23年度重点事項

1 重点事項の趣旨

第2次北海道男女平等参画基本計画を着実に推進するために、男女平等参画に関連する施策のうち、翌年度において重点的に取り組むべき事項について、毎年度、北海道男女平等参画審議会の意見を踏まえながら、北海道男女平等参画推進本部で協議の上、決定することとしている。

これにより、翌年度に関係部局が行う関連施策について、社会情勢や緊急度を勘案し、男女平等参画行政全体の中での位置づけを明らかにし、基本計画の着実な推進を図るものである。

2 平成23年度重点事項の選定状況

第2次北海道男女平等参画基本計画の平成22年度の推進状況、北海道男女平等参画審議会の意見などを踏まえ、第2次北海道男女平等参画基本計画の体系の13項目の「基本方向」及び当該方向にそれぞれ繋がる40項目の「施策の方向」の中から、特に重要度や緊急度の高い、10項目の「基本方向」、11項目の「施策の方向」を選定し、重点事項とする。

3 重点事項の内容及び選定理由

目標Ⅰ 男女平等参画の実現に向けた意識の変革

①	【基本方向1】 男女平等参画の啓発の推進	
	【施策の方向(1)】 広報・啓発活動の充実	
	内容	男女平等参画社会の実現に向け、現状や課題等を把握するとともに、情報の提供・伝達を工夫するなど、広く道民の関心・理解が得られるよう、様々な機会を通じ、多様な媒体を有効活用しながら広報・啓発活動を積極的に行う。
	選定理由	道民の意識をはじめとする現状・課題等を把握することや、伝えたい情報を伝えたい人に届けるということが重要であり、男女それぞれが主体的に生きるための多様な選択ができるような男女平等参画社会の実現に向け、広く道民の関心・理解が得られるよう広報・啓発の取組を継続して行うことが必要であることから選定した。

②	【基本方向2】 男女平等の視点に立った教育の推進	
	【施策の方向(2)】 学校における男女平等教育の推進	
	内容	<p>児童生徒の発達段階に応じ、性に関する正しい知識や、男女の互いの人権尊重、男女の相互理解と協力の重要性などについての指導の充実を図るとともに、女性に対する暴力を予防する観点から若い世代に対する啓発を進めるなど、学校における男女平等教育の推進を図る。</p>
選定理由	<p>次世代を担う児童生徒に対し、男女は平等で、将来大人になってもそれぞれが協力して暮らしていける社会になるような教育を行うことが重要である。</p> <p>また、思春期における性行動が活発化しており、性感染症発生の増加及び低年齢化がみられている。</p> <p>配偶者やパートナーからの暴力も、子どもたちに深刻な影響を与えていることから、児童生徒の発達に応じ、性に関する正しい知識の浸透やDVIに関する予防教育を行うことが重要であることから選定した。</p>	

目標Ⅱ 家庭・職場・地域社会における男女平等参画の促進

③	【基本方向1】 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	
	【施策の方向(1)】 審議会等への女性の登用の促進	
	内容	<p>男女平等参画社会の実現に向け、行政における政策・方針決定過程に多くの女性が参画し、様々な意見を施策に反映できるよう、道の審議会等の委員への女性登用の拡大に努める。</p> <p>また、役職等への女性登用の促進が図られるよう関係機関等へ理解と協力を働きかけ、政策・方針決定過程への女性参画の拡大に努める。</p>
	選定理由	<p>道の審議会等への女性委員の登用率は、毎年増加しつつあるが全国平均よりも低い状況にあり、道においても市町村においても、審議会等の分野によっては、委員の性別構成比に偏りがみられる。</p> <p>行政をはじめ、企業や各種団体における方針等の決定の場に女性が参画し、意見や考え方を反映させていくことは重要であることから選定した。</p>
④	【基本方向2】 男女の職業生活と家庭生活の両立の支援	
	【施策の方向(3)】 育児、介護の支援体制の充実	
	内容	<p>男性も女性も、仕事と育児、介護の両立ができるよう、育児・介護休業制度の普及に努めるとともに、それぞれの家庭の実情や多様な就業形態に対応して、「ファミリー・サポート・センター」、「地域子育て支援センター」などの設置や延長保育、夜間保育、休日保育、一時保育等多様な保育サービスの整備・拡充や、介護支援体制の充実を図る。</p>
	選定理由	<p>依然として家事、育児、介護のほとんどは、女性が担っているのが現状であり、また、女性の就業意欲は高まってはいるものの、保育施設の整備がされていない現状もあることから、男性も女性も仕事を続けながら家事、育児、介護の両立ができる環境の整備が必要であるため選定した。</p>

⑤	【基本方向3】 就労等の場における男女平等の確保	
	【施策の方向(1)】 男女の均等な雇用機会と待遇の確保	
	内容	<p>就労の場において、性別による固定的役割分担意識を解消し、女性が男性と均等の機会の下で働き生活ができるよう、募集・採用、配置・昇進などの男女差別・賃金格差など、男女間の不公平な処遇の是正に努める。</p> <p>また、結婚・出産・介護などの理由により休職・退職した女性など、復職・再就業を希望する男女の支援に努める。</p>
選定理由	<p>男女雇用機会均等法の改正により、女性労働者に対する差別の解消が図られたが、近年の経済・雇用状況の厳しさもあり、就職難や賃金格差など女性を取り巻く環境は依然として厳しく、特に育児中の女性の再就業は困難を極めている状況にあることから、女性の積極的な活用と就業分野の拡大、適正な労働条件の確保について、企業に対する啓発活動が重要であるため選定した。</p>	

⑥	【基本方向4】 農林水産業・自営業における男女平等参画の促進	
	【施策の方向(1)】 農林水産業・自営業における男女平等参画の促進	
	内容	<p>農林水産業・自営業における性別による固定的役割分担意識に基づく慣行や慣習の解消を図るため、啓発の充実に努める。</p> <p>また、女性農業者が意欲を持って生き生きと能力を発揮できるよう、女性認定農業者の育成支援に努めるなど、女性の社会参画・経営参画の促進を図る。</p>
選定理由	<p>農林水産業や商工業等の自営業において、全体的に、性別による固定的役割分担意識が強く、経営上の決定の場に女性の参画がしにくい状況にあることから、女性の経営参画に関する意識改革・認識の浸透などが必要であるため選定した。</p>	

⑦	【基本方向5】 地域社会における男女平等参画の促進	
	【施策の方向(1)】 地域活動の促進	
	内容	<p>地域活動における男女平等参画を促進するとともに、男性の地域社会への参画を促すため、職場優先意識やライフスタイルを見直し、地域への関心が高まるよう意識啓発を行う。</p> <p>また、ボランティア活動やNPO等の活動の参加促進のための環境整備に努め、地域活動やNPO等の市民活動の促進を図る。</p>
選定理由	<p>団塊の世代が定年期を迎え、地域活動の潜在力となることが期待されていることや地域社会での男女協働を促すためには、地域社会における男女平等参画の促進が重要である。</p> <p>また、地域の市民力をどのように鍛えていくかということは、喫緊の課題であり、地域市民と行政が協働することが重要であるため選定した。</p>	

⑧	【基本方向6】 男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶（女性へのあらゆる暴力の根絶）	
	【施策の方向(1)】 男女平等参画を阻害する暴力根絶に対する取組の充実	
	内容	<p>男女の人権の尊重、性の尊重についての理念の浸透を進めるとともに、男女平等参画を阻害する暴力、特に女性に対するあらゆる暴力を根絶するため、法制度に基づいた厳正かつ適切な対処や、「第2次北海道配偶者暴力防止計画」に沿って、被害防止・被害者支援に努める。</p>
選定理由	<p>DVについては、道民にかなり知られてきているが、被害者の数が減ることがなく、関係機関への相談件数が増えている状況にあり、また、性暴力被害にあった人たちが、心身の不調や後遺症に苦しんでいる状況にあることから、被害者が相談しやすい環境の整備を図る必要があるため選定した。</p>	

目標Ⅲ 多様なライフスタイルを可能にする環境の整備

⑨	【基本方向2】 生涯にわたる健康づくりの推進			
	⑩ 【施策の方向(3)】 母子保健の推進 【施策の方向(4)】 女性の健康をおびやかす問題への対策の推進			
	<table border="1"> <tr> <td>内容</td> <td>保健医療体制に地域間格差があることを踏まえ、保健関係機関や健康づくりの拠点施設の整備を進めるとともに、妊産婦と乳幼児の健康保持と増進を図る。 また、性差に応じた的確な医療を進めるほか、特に女性の健康をおびやかす病気についての正しい知識の普及を図るための啓発を行う。</td> </tr> <tr> <td>選定理由</td> <td>地域において、出産のできる病院や小児科医が不足しており、母子の健康を守るための取組みや女性特有の病気に関し、早急な対策が必要となつてきていることから選定した。</td> </tr> </table>	内容	保健医療体制に地域間格差があることを踏まえ、保健関係機関や健康づくりの拠点施設の整備を進めるとともに、妊産婦と乳幼児の健康保持と増進を図る。 また、性差に応じた的確な医療を進めるほか、特に女性の健康をおびやかす病気についての正しい知識の普及を図るための啓発を行う。	選定理由
内容	保健医療体制に地域間格差があることを踏まえ、保健関係機関や健康づくりの拠点施設の整備を進めるとともに、妊産婦と乳幼児の健康保持と増進を図る。 また、性差に応じた的確な医療を進めるほか、特に女性の健康をおびやかす病気についての正しい知識の普及を図るための啓発を行う。			
選定理由	地域において、出産のできる病院や小児科医が不足しており、母子の健康を守るための取組みや女性特有の病気に関し、早急な対策が必要となつてきていることから選定した。			

⑪	【基本方向4】 相談・支援機能の充実			
	【施策の方向(2)】 相談・支援機能の充実			
	<table border="1"> <tr> <td>内容</td> <td>男女平等参画に関わる問題は、広範多岐にわたっており、相談内容も多様化していることから、相談員や関係機関の相談窓口の連携を深め、相談支援体制の充実を図る。</td> </tr> <tr> <td>選定理由</td> <td>子育てや介護、就業、配偶者・パートナーからの暴力や性暴力など様々な相談に対し、相談機関や民生委員・児童委員による相談対応の充実が必要である。これらの関係者が相互に連携して取り組むことが大事であり、こうした窓口の周知と活用が重要であることから選定した。</td> </tr> </table>	内容	男女平等参画に関わる問題は、広範多岐にわたっており、相談内容も多様化していることから、相談員や関係機関の相談窓口の連携を深め、相談支援体制の充実を図る。	選定理由
内容	男女平等参画に関わる問題は、広範多岐にわたっており、相談内容も多様化していることから、相談員や関係機関の相談窓口の連携を深め、相談支援体制の充実を図る。			
選定理由	子育てや介護、就業、配偶者・パートナーからの暴力や性暴力など様々な相談に対し、相談機関や民生委員・児童委員による相談対応の充実が必要である。これらの関係者が相互に連携して取り組むことが大事であり、こうした窓口の周知と活用が重要であることから選定した。			